



吉野川市地域活性化推進事業

～ 企業版ふるさと納税を財源として

地域活性化を目的とした事業に補助金を交付します ～

補助金の概要

吉野川市では、事業者主体の取組を促進し活力あるまちづくりを推進するため、「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地域活性化事業を支援します。

対象となる事業を実施する事業者を公募し、審査を経て、翌年度の支援対象事業を採択します。

採択された事業は、事業者自らが実施するとともに、企業から企業版ふるさと納税で寄附を募り、支援対象事業に対して集まった寄附金総額から必要経費を控除した金額の90%を補助金として交付します。（残りの10%は市が実施する総合戦略に資する事業に活用します。）

この仕組みにより、事業者の専門性や人的資源を最大限に生かし、地域の活性化を力強く推進していきます。

企業版ふるさと納税とは？

国が認定した地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、税額控除の優遇措置が受けられる制度です。

通常の寄附における損金算入による税額効果（寄附額の3割）とあわせて、税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で9割が軽減され、実質的な企業の負担が寄附額の約1割まで圧縮される仕組みです。

※ 寄附額の最大約9割の軽減効果を活用しながら地方創生を応援できます

※ 地域貢献、社会貢献、企業のPRやイメージアップにつながります

※ 本制度を利用して吉野川市へ寄附ができるのは、吉野川市外に本社がある企業です

主な制度内容

① 補助対象者

- ・ 吉野川市に事業所を有する法人、個人事業者又は団体であること
- ・ 市税等の滞納がないこと
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団等に該当しないこと

② 補助対象事業

- ・ 吉野川市が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係る事業（営利目的の事業は除く）であること
- ・ 補助対象事業の総額が100万円以上の事業であること
- ・ 補助金の交付を決定した年度内に、必ず、完了する事業であること
- ・ 特定の者又は特定の団体等のみを対象とする事業ではないこと
- ・ 政治、宗教又は特定思想の普及若しくは選挙に関する事業ではないこと
- ・ 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業ではないこと

③ 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費とします

※ 次の(1)から(13)の経費は補助対象外になります

- (1) 人件費 (2) 交際費 (3) 慶弔費 (4) 親睦会費 (5) 福利厚生費
- (6) 光熱水費 (7) 租税公課費 (8) 減価償却費 (9) 寄附金
- (10) 土地、建物等の不動産及び権利の購入に要する経費
- (11) 適正な時価によらない取引又は計上される経費
- (12) 国、地方公共団体その他これに準ずる公共団体が実施する他の制度により交付決定を受けた経費
- (13) 補助対象経費とそれ以外の経費を明確に分別することが困難な経費

④ 補助金の額

- ・ 集まった寄附金の総額 (③) から必要経費 (④) を控除した金額の90% (⑥) を上限として補助金を交付します
- ・ ただし、上記の額 (⑥) が事業の実績額 (②) を超える場合は、事業の実績額 (②) を上限とします
- ・ 補助金の額 (⑦) に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額 (⑧) とします

	【計算例①】	【計算例②】
寄附金の目標額 ①	3,000,000 円	3,000,000 円
事業の実績額 ②	2,950,000 円	2,600,000 円
集まった寄附金の総額 ③	2,400,000 円	3,000,000 円
必要経費 ④	528,000 円 <small>マッチング支援企業の手数料</small>	0 円 <small>マッチング支援企業の手数料</small>
市の事業に充当 (10分の1程度) ⑤	180,000 円 <small>1万円未満切捨</small>	300,000 円 <small>1万円未満切捨</small>
③ - ④ - ⑤ = ⑥	1,692,000 円	2,700,000 円
①・②・⑥の最小値 ⑦	1,692,000 円	2,600,000 円
補助金の交付額 ⑧	1,690,000 円 <small>1万円未満切捨</small>	2,600,000 円 <small>1万円未満切捨</small>

※ マッチング支援企業からの寄附企業の紹介があった場合のみ、必要経費がかかります

※ 上限額と実績額との差額については、市の事業の充当に追加します

⑤ 提案事業の採択

- ・ 提案を受けた事業について、書類審査（1次審査）を実施し、提案事業が総合戦略に記載されている事業に合致するか審査します
- ・ 審査会（2次審査）では、プレゼンテーション審査を行い、公益性・必要性・適格性等の観点から、支援する事業の採否を決定します

※ 同一事業を継続して実施する場合も、毎年、事業を提案する必要があります

⑥ 企業版ふるさと納税

吉野川市

- ・採択事業について、市ホームページ等で一定の期間、企業版ふるさと納税を公募します

事業者

- ・効果的に寄附を集めるには、事業者自らが企業に対して寄附の働きかけをすることも重要です

寄附者（企業）

- ・企業版ふるさと納税を充当する採択事業を指定します
- ・指定した採択事業以外にも市が実施する事業へ、当該企業版ふるさと納税を充当することに同意していただきます
- ・事業者が倒産、解散その他の事由による場合、事業者が年度内に事業を完了しない場合には、指定した採択事業以外の事業に、当該企業版ふるさと納税を充当することに同意していただきます

⑦ 財産の管理、財産の処分

財産の管理

- ・補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、その効用的運用を図らなければならない

財産の処分

- ・取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加による価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする
- ・取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた期間とする
- ・定められた期間内において取得財産等を処分しようとする場合は書類を提出し、市長の承認を受けなければならない
- ・取得財産等を処分したことにより収入が生じる場合は、その収入の全部又は一部を市に返還しなければならない

補助対象事業例

認定地域再生計画に記載されている事業に係る事業（営利目的の事業は除く）

補助対象事業例

基本目標1：しごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・吉野川ブランドの推進
- ・農業・林業従事者後継者育成の取組

基本目標2：ひとの定住・環流・移住のあたらしい流れをつくる

- ・空き家対策事業
- ・サイクルツーリズムの推進
- ・観光振興事業（各種イベントの開催、）

基本目標3：若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

- ・マリッサとくしまとの連携事業

基本目標4：魅力的な地域をつくる

- ・生涯学習（教室・講座の開催）
- ・スポーツ推進事業（大規模大会等の開催）
- ・ごみの資源化・減量化の推進

スケジュール

提案事業を募集	市ホームページ等で総合戦略に記載されている内容に合致する事業を公募します	吉野川市
事業提案	市に提案資料（事業提案書等）を提出します	事業者
書類審査 （1次審査）	提案事業が総合戦略に記載されている事業に合致するか審査します	吉野川市
審査会 （2次審査）	プレゼンテーション審査を行い、公益性・必要性・適格性等の観点から、翌年度に支援する事業の採否を決定します	吉野川市
事業の採択	審査結果（採択・不採択）を事業提案のあった事業者に通知します	吉野川市

補助金の交付の申請	事業提案の採択通知があった翌年度に、採択事業について、市に補助金交付申請書等を提出します	事業者
補助金の交付の決定	交付申請書の内容を審査した後、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を事業者に通知します	吉野川市
交付決定後、事業実施	補助金交付決定通知書受領後、事業者自らが提案した事業計画に基づいた事業を実施します ※ 交付決定日以前に発注・実施したものは対象となりません	事業者
企業版ふるさと納税の公募	市ホームページ等で寄附を募集します ※ 効果的に寄附を集めるためには、事業者自らが企業に対し寄附の働きかけをすることも重要です	吉野川市
企業版ふるさと納税による寄附	応援したい寄附対象事業（採択事業）及び寄附額を決定し、寄附手続きを行います ※ 採択事業以外の事業にも充当することに同意いただきます	寄附者 （企業）
事業完了後、実績報告、請求	事業完了後、30日以内又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに市に実績報告書等を提出します ※ 交付決定した年度内に事業を完了させる必要があります	事業者
補助金の交付	集まった寄附金総額から必要経費を控除した金額の90%を補助金として交付します	吉野川市

市ホームページ

- ・事業の詳細について、必ず、市ホームページでご確認ください
- ・様式等は市ホームページから取得できます

吉野川市 地域活性化推進事業

検索



市ホームページ
二次元コード

吉野川市 企業版ふるさと納税

検索



市ホームページ
二次元コード



お問い合わせ先

吉野川市 総務部 市長公室

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島11番地1

TEL: 0883-22-2203

E-Mail: m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

